

死亡労働災害多発

大分県労働災害防止緊急対策強化期間 9/30まで

令和8年7月31日現在における大分県内の労働災害による死亡者数は6人(調査中のものを含む。)であり、同時点の死亡労働災害の件数としては過去5年で最多となりました。

そこで、急増する重篤な労働災害に歯止めをかけるため、令和8年8月1日から9月30日までを「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」に設定し、労働災害防止対策の更なる徹底を図ることとしました。

事業主の皆様におかれましては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、裏面のチェックシートを活用する等により労働災害防止対策の点検・見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法を徹底していただきますようお願いいたします。



令和8年の死亡労働災害の概要

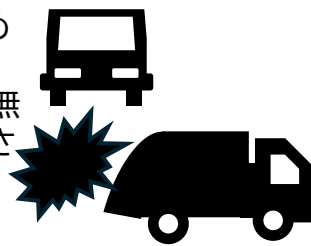
解体作業中に8.3m下に墜落

木造2階建て建物の解体工事現場において、2階屋根瓦の撤去作業を行っていたところ、8.3m下の地面に墜落したものの。



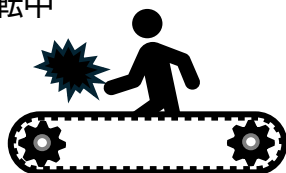
パッカー車運転中に交通事故

産業廃棄物収集のためパッカー車を運転していたところ、赤信号を無視したトラックに衝突されたものの。



ベルトコンベヤーに巻き込まれ

ベルトコンベヤーの空転を解消するための作業中、回転中のヘッドプーリーに身体の一部が接触し、全身がベルトコンベヤーに巻き込まれたものの。



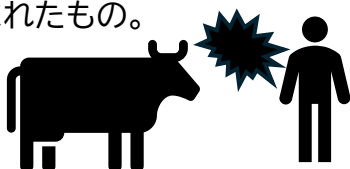
フックブロックが落下し激突

移動式クレーンに杭打機を取り付けて土留親杭を打設中に、杭打機のモーターにワイヤロープが巻き付いて切断され、落下したフックブロックに激突されたものの。



清掃作業中に牛に激突され

牛舎内の清掃作業のため、牛を移動させていたところ、牛に激突され金属製の柵の間に挟まれたものの。



脚立から1.9m下に墜落

空調機器設置工事において、脚立を用いて配管ダクトの取付作業を行っていたところ、バランスを崩して1.9m下の地面に墜落したものの。



大分労働局・労働基準監督署



建設業

- ☐ 高所等で墜落・転落のおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けている。
- ☐ 囲い、手すり、覆い等を設けることが困難な場合は、要求性能墜落制止用器具を取り付けるための設備の設置及び同器具の使用を徹底している。
- ☐ 足場に係る改正労働安全衛生規則を踏まえた墜落・転落防止対策を徹底している。
- ☐ 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導を徹底している。

製造業

- ☐ 機械等の点検、掃除、修理等の非定常作業を行う場合に機械の運転を停止している。
- ☐ 機械・設備等における非定常作業に係る安全作業マニュアルを策定し、これにより作業を行わせている。
- ☐ 食品加工用機械、木材加工用機械等による切れ・こすれ災害を防止するため、危険箇所の覆いの設置、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止等の措置を講じている。

全産業共通

- ☐ 労働者にはしごや脚立を使用させる場合には、はしごや脚立の使用自体を避け、墜落の危険性が相対的に低い移動式足場や可搬式作業台、高所作業車などに変更できないか検討している。
- ☐ やむを得ずはしご、脚立、踏み台等を使用する際には、必ず墜落時保護用の保護帽を着用させている。
- ☐ 労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合には、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく措置を講じている。
- ☐ 労働者に従事させる作業について、リスクアセスメントを通じてリスクの洗い出しを行い、洗い出されたリスクの低減措置を講じている。
- ☐ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」や「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に従い熱中症防止対策を講じている。
- ☐ 災害事例や視聴覚教材を活用し、若年者や入社間もない労働者、外国人労働者など未熟練労働者に対する安全衛生教育の充実を図っている。